

様式第3号（第11条関係）

会 議 録

会議の名称	令和3年度 第1回吉川市市民参画審議会
開催日時	令和3年7月30日(金) 午前 10 時 00 分から 午前 11 時 38 分まで
開催場所	吉川市役所303・304会議室
出席者氏名	(敬称略) 坂野喜隆会長、松村勘由副会長、高崎康男委員、高田明充委員、 金澤美智子委員、大手俊之委員、木原十三男委員、郭育子委員 小野田美智子委員、木村ミツ委員
欠席者氏名	
担当課職員職氏名	市民参加推進課 宗像浩課長、松井勉係長、鈴木沙織主任
会議次第 及び会議の 公開又は非公開の別	【第1回 審議会次第】 1 開会 2 委嘱式 3 自己紹介 4 吉川市市民参画審議会について 5 議事 第1号 会長・副会長について 第2号 令和2年度 市民参画手続の実施結果 第3号 令和3年度 市民参画手続の実施予定 第4号 令和2年度 協働事業の評価対象事業選定 6 閉会 【会議の公開又は非公開の別】 すべて公開
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	
傍聴者の数	1名
会議資料の名称	資料1 令和2年度 市民参画手続実施結果の一覧表 (資料1-1~5 各審議会手続の詳細) 資料2 令和3年度 市民参画手続実施予定の一覧表 資料3 令和3年度 附属機関の委員選任状況 資料4 令和2年度 協働事業一覧 (資料4-1~12 各協働事業の評価シート)
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	高田委員、小野田委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

司会

定刻（午前10時）により開会

～委嘱式～

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、机の上に置いて交付。

～自己紹介～

～吉川市市民参画審議会について説明～

～議事～

○第1号 会長・副会長選出について

【会長】

立候補者がいないため、事務局案として坂野委員を提案。
⇒拍手多数をもって承認

【副会長】

立候補者がいないため、事務局案として松村委員を提案。
⇒拍手多数をもって承認

○第2号 令和2年度 市民参画手続の実施結果について

坂野会長

第2号議案について、事務局から説明願いたい。

事務局

（令和2年度に実施した市民参画手続について、資料1を用いて説明）

ここで、委員より事前に質問をいただいているのでお答えする。

松村副会長からの事前質問について

- ・各事業の市民参画手続責任者より報告を受けた市民参加推進課長には、各報告の内容について、具体的にどんな権限や責務があるのか。また、報告を受けて実施される市民参画審議会が担う責務や権限について、具体的な内容を

教えてほしい。

⇒市民参画条例では、市民参画の推進を図るため、市長は、その年度の市民参画手続の実施予定と前年度の市民参画手続の実施状況について、全庁のものを取りまとめ、広報やホームページで公表するものとしている。

また、市民参画審議会が担う責務や権限については、市民参画手続の運用状況に関することや、市の機関がそれぞれの施策にふさわしい市民参画手続を選択しようとしているか等の観点から、市民参画手続の実施予定を公表する前に、市民参画審議会に諮り、意見を聴くものとしている。

・各事業を所管する課（市民参画手続責任者）は、その手続に必要な措置（審議会手続、パブリック・コメント手続、市民説明会手続、地域ヒアリング手続、ワークショップ手続、市民討議会手続、住民投票手続）をどのような観点で、設定しているのか。

⇒市民参画手続の種類は、各事業の法令や規則で規定されているものではない。「吉川市市民参画条例」では、審議会から市民討論会の6つの手続きに住民投票を加えた7つの市民参画手続のうち、1つ以上を実施することを規定しているため、担当課では、それぞれの手続きに期待される効果やメリット等を勘案し、効果的に市民の参画を図れる手続を選択している。

・この市民参画審議会において、各事業の市民参画手続きの措置及びその結果について、疑義や改善等の意見がある場合、その内容はどのような手続・様式にて、当該事業を所管する市民参画手続責任者に伝えられるのか。

⇒市民参画審議会で作された意見は、特に様式等は定めていないが、その内容を各課に伝え、今後の市民参画手続に活かしている。

・（実施結果全体について）審議会の傍聴者数、パブリック・コメント提出者数の人数が少ないことについて、事業所管課及び市民参加推進課はどのように考え、また、今後の対応策を必要とすれば、具体的にどのような検討をしているのか。

⇒審議会の会議の公開は、市民の市政に対する関心を高め、市民参画を推進し、開かれた市政の実現を目指すうえで必要不可欠なものであると考えている。また、パブリックコメントについては、審議会等で議論され、ある程度完成されたものへの意見となるため、なかなか細かい意見を出しにくい性質の手続きであると認識している。審議会やパブリックコメントなどの各手続きをするにあたり、担当課では、市HPや市広報紙で周知をし、さらに、関係団

体へ連絡することによって、手続きを進めている。期待される効果やメリット等はそれぞれの手続きによって異なるため、それを勘案し、効果的に市民の参画を図れる手続きや回数を選択している。いずれにしても、市民の方に行政への関心を高く持っていただくよう、今後も努力していくことが必要であると考えている。

- ・地域ヒアリングを行った③「第6次吉川市総合振興計画」では、予定していた地域ヒアリングに代えて、公募市民ヒアリング及び自治会アンケートを行ったとしているが、市民公募に応募した人数、及び、自治会アンケートを郵送した地域やその数と具体的な送付先はどの地域の自治会か。

⇒市民公募に応募した人数は、10月20日開催分は11名、10月25日開催分は10名の、計21名である。自治会アンケートを郵送した地域は市内全域。市内全95自治会長宛てに送付している。

- ・ワークショップを行った③「第6次吉川市総合振興計画」では、公募市民向け地域ヒアリング及び自治会アンケートを行ったとされているが、自治会アンケート(郵送)の結果については、どのような形態で、議論の対象となったのか。公募市民向け地域ヒアリングでは、2回実施され、意見数が21となっているが、どのような地域からの参加があったのか。

⇒自治会アンケートの結果については、計画策定の前段に作成した基礎調査報告書にアンケートの内容を掲載し、共有した上で、審議会等において議論を行っている。どの地域から参加があったのかについては、市内全域からの参加である。

木原委員からの事前質問について

- ・資料1の「⑰吉川市エネルギービジョンの策定」は、環境審議会に報告されているようだが、市民参画手続とはしないのか。

⇒環境審議会では、「⑰エネルギービジョンの策定」については、議題として設定せず、進捗状況等の報告のみを行ったため、審議会等の回数には含めていないということである。なお、「⑰エネルギービジョンの策定」に係る市民参画手続としては、パブリックコメントを実施し、メールで1件の意見が寄せられたところである。

坂野会長

事務局の説明に対し、質問・意見があればお願いしたい。

木原委員

資料1の「③第6次吉川市総合振興計画」で予定していた地域ヒアリングについては、公募市民向けの地域ヒアリング及び自治会アンケートに変更し、「⑨吉川市歯科口腔保健推進計画の推進に関する提言・助言」及び「⑩吉川市食育推進計画の推進に関する及び助言」は予定していた審議会を開催せず、市から書面で情報提供のみ行ったとのことである。コロナ禍ということで、各課工夫して市民参画手続を行っていると感じた。今後もこのように、アンケートや書面での情報提供、さらにはウェブを活用するなど、工夫して市民参画手続を進めていただければと思う。

松村副会長

全体を通して、市民参画条例と市民参画審議会が具体的にどう機能しているかを知りたい思いがあり、質問させていただいた。市民参画条例と市民参画審議会があることにより、市民参画が促進されたのか。参加している人数等は決して多いとは言えないが、何らかの形で市民が参画しているという点においては一つの評価となると思われる。以前、市から無作為で調査のアンケートがあったが、相当数の意見が出されたのではないか。このように、重要な事項であれば、市から「意見をください」という直接的な働きかけも必要だと思う。より市民参画が促進されるような、具体的な手立てを考えなければならないと感じた。

事務局

パブリックコメントの提出者数が少ない点については、回答させていただいたり、提示される計画案などが審議会やワークショップ等でこれまで議論された、素案的なものをお示ししていることで、意見を出しにくい性質の手続きであると認識している。意見を出しやすいように、概要版を設置したり、事前に関係団体に周知をする等の工夫は必要であると考えている。7種類ある市民参画手続のうち、ワークショップや地域ヒアリングは、計画などが具体的になる前段階で実施されるものであり、いろいろな意見が出されている。

少し前の話になるが、過去のものを見ると、産業振興計画に関するワークショップでは96件の意見をいただき、吉川美南駅東口周辺地区土地地区画整理事業に関するワークショップでは236件の意見をいただいている。

このように、市民参画手続を実施する時期や内容によって、意見を出しやすいものもあるようである。

また、資料1の「③第6次吉川市総合振興計画」では、審議会の他に地域ヒアリングとワークショップを実施しているが、その他にも、市内の公共施設にまちづくり掲示板というものも設置している。ここで市民の皆さんに自由に意見をいただき、107件の意見があった。さらに、自治会アンケートでは、市内95自治会を対象に送付し、71件の回答があった。総合振興計画を策定するにあたり、

	まちづくり掲示板や自治会アンケートで出された意見も取り入れて議論していくとのことである。
坂野会長	パブリックコメントは、自治体によって意見の数が多いところと少ないところに分かれている。千葉県白井市では、パブリックコメントの意見が少ないということで議論があった。カタカナの言葉がわかりにくいいため、パブリックコメントを意見公募という名称に呼び方を変え、指定する設置場所に意見投函箱を設置してあるかを確認した。また、出された意見がどの地域から出たものであるかも細かく調べているようである。
高田委員	カタカナの言葉がわかりにくいというのは、私も感じることである。
金澤委員	先ほど、まちづくり掲示板の話があったが、私もおあしすで掲示板を見かけて、子どもと意見を書いた。周りにいる子どもたちも意見を書いていたようだが、子どもの意見も107件の中に含まれているのか気になった。子どもの意見も、読まれているのか。
事務局	資料を見ると、「スポーツ施設が欲しい」とか「見守って欲しい」というような意見もあるので、子どもの字で書かれた意見でも、取り入れていると思う。
金澤委員	子どもの意見もカウントされ、活かされているのか気になって聞かせていただいた。子ども達の意見も取り入れてもらえるとありがたいと思う。
松村副会長	子ども達の意見を取り入れることは、とても大事なことだと思った。子ども達も、いずれは吉川市の中核を担う市民となるので、市政に参加し、自分たちも意見を出すということを小さい頃から積み上げていけば、市民参画審議会の目指す内容に近づくのではないか。
事務局	子どもの意見を取り入れるという話があったが、まちづくり掲示板を設置した「第6次吉川市総合振興計画」では、「よしかわ若者会議」というワークショップを実施しており、19歳から22歳までの大学生などを対象としている。これは、20歳前後の若者が、今後の吉川を考えようという思いで実施しているものである。
郭委員	パブリックコメントの集め方は、紙で投函箱に入れるイメージだが、その他に

オンラインなどの方法も設けているのか。

事務局

電子メールやファクスによる意見の提出も受け付けている。

郭委員

電子メールのアドレスなどは、どこで確認できるのか。

事務局

意見募集中のパブリックコメントは、市公式ホームページに掲載しているので、そこから確認していただける。

○令和3年度 市民参画手続の実施予定について

坂野会長

第3号議案について、事務局から説明願いたい。

事務局

(令和3年度に実施予定の市民参画手続について、資料2及び資料3を用いて説明)

ここで、委員より事前に質問をいただいているのでお答えする。

金澤委員からの事前質問について

・「食育推進協議会」は、公募委員がいなくても良かったのか。どうして応募がなかったと思われるか。

⇒公募委員の募集について広報・ホームページで周知し、公募委員を募集したが申込がなかったとのことである。広報・ホームページによる周知のほか、関係団体や、今まで関わりのあった方にもアプローチしたが、コロナ禍ということもあり、審議会をはじめとした、人が集まる場に対して、参加が消極的になっているように感じたとのことである。

松村副会長

コロナ禍において、審議会に代えて書面にて情報提供を行った事業があるが、これは書面による情報提供をもって審議会に代えたということか。

坂野会長

本来は、審議会で手続きをしなければならないということであるが、今回はコロナ禍における緊急的な手続きとして書面送付を行ったと考えられる。これは、当時の状況下ではどうしようもなかったということで、市民参画手続として正当な手続きがあったとみなして、追認するということがいかか。

木原委員

書面送付による開催については、審議会の運営方法となり、各審議会での判断となるのではないか。

坂野会長

この場はあくまでも市民参画手続が正当なものであったかについて議論する場であり、その内容について議論する場ではないので、市民参画の観点で見ただけならばと思う。

松村副会長

あらゆる行政に関わることであると思うが、緊急事態的な状況において、市の方針として、市民参画手続運用の共通理解はあるのか。

事務局

資料1の「⑨吉川市歯科口腔保健推進計画の推進に関する提言・助言」と「⑩吉川市食育推進計画の推進に関する提言及び助言」については、審議会を開催しなかったということで報告をいただいている。審議会を開催しなくてはならなかったのかという観点でいうと、計画の策定や市民生活に重大な影響を及ぼす制度などに関わることを決定する際は、必須であるが、当該事業については、計画の進捗状況などを審議するものである。そのため、条例上の市民参画手続としては必須事項ではなく、審議会としてカウントせず、書面で情報提供を行ったという報告を受けたものである。

また、昨年は環境審議会をWeb開催している。Web開催については、今後はより柔軟に認めていくべきではないかと考えている。

坂野会長

Web会議について、総務省は推進しているところであるが、それを実際にやるかどうかは市の判断によるところである。コロナ禍における会議の開催方法は、他市でも議論されている。

また、資料1の「⑨吉川市歯科口腔保健推進計画の推進に関する提言・助言」と「⑩吉川市食育推進計画の推進に関する提言及び助言」については、事務局から説明があったとおり、条例上、市民参画手続が必須ではなく、書面で情報提供を行った旨の報告にとどまることから、審議会としてカウントしないということではよろしいか。

委員一同

(異議なし)

木原委員

表現上の問題であるが、資料1で「⑤吉川市障がい者差別解消支援地域協議会」と件名にあるが、これは審議会の名称ではないか。ここは、事業名などにしたほ

	うがよいのではないか。
坂野会長	他の自治体でも、このように表記しているが、審議会自体に予算がついており、事業として見なしているということではないか。施策評価における事業名との兼ね合いもあると思う。
大手委員	今回初めて市民参画審議会に出席したが、吉川市が多くの事業をやっていることを知ることができた。おあしすに設置されていたまちづくり掲示板を私も見かけていたが、内容までわからなかった。今回、市民参画手続きに基づいたものであると認識することができた。
木村委員	資料2の「④吉川美南駅前施設整備検討事業」について、私達は吉川駅前をよく歩いているが、自分たちの吉川美南がどうなるか話しながら歩いている。自分たちのまちづくりという意味では、まちづくり掲示板というのは、よい方法であると思いながら聞いていた。自分たちのまちをつくるという意味で、もう少し、住んでいる人たちが意見を言える方法は他にもたくさんあるのではないか。私たちがまちをつくったと思うことができればよいと感じる。
坂野会長	市民参画の推進につながる意見である。吉川市では、平成17年に市民参画条例が制定されており、かなり早いと言える。
木村委員	資料2の「⑤公共交通対策事業」について、中曽根では地域ケア会議というものを実施している。そこでは、高齢者の移動手段対策として、バスの便を増やして欲しいということで、話し合いをしている。そういった声を事業の中に吸い上げてもらうにはどうしたらいいのか。
高崎委員	昨年度、タクシー利用料金助成事業検討委員会に出席したが、高齢者の移動手段対策については、検討すべき課題であると感じている。
事務局	高齢者の交通手段に対する検討は、さまざまな課でされているところである。公共交通の担当に対し、直接、このような話をしていただければいいと思う。
高崎委員	対象地域は限られているが、高齢者などにタクシー助成金を交付して、買い物弱者にならないように動いている。これから、さらに進んでいく事業であると思う。

○令和2年度 協働事業の評価対象事業選定について

坂野会長

第4号議案について、事務局から説明願いたい。

事務局

(令和2年度に実施された協働事業について、資料4を用いて説明。また、この中から当審議会が第三者評価機関として評価する対象事業を選定し、次回審議会にて担当課同席のもと、事業内容の評価を行う旨を説明。)

ここで、委員より事前に質問をいただいているのでお答えする。

松村副会長からの事前質問について

・(委託事業について)「老人福祉センター運営事業」「市民交流センターおあしす指定管理者事業」の2事業について、施設管理・運営の委託と市民が事業に参画して運営を行うという2つの観点から、委託する吉川市から見て、その実施状況をどう評価しているのか。直轄事業として行うこととの違いなどについてはどのように理解すればよいか。

⇒老人福祉センター運営事業と市民交流センターおあしす指定管理者事業の2事業については、指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度とは、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、市民サービスの向上と管理運営の効率化などを図ることを目的として、民間事業者や市民団体などに管理運営を委ねるものである。

老人福祉センター運営事業は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、令和2年度より特定非営利活動法人たすけあい・よしかわが運営をしている。直営事業と比較すると、笑いヨガ教室やスマホ教室などの自主事業を行うとともに、これまで長寿会の利用が中心であったが、サークル利用や個人利用を取り入れるなど施設の有効活用を行っている。また、委託料の観点でも削減がされたところである。

市民交流センターおあしす・市立図書館及び視聴覚ライブラリーについては、平成22年度から指定管理者制度を導入し、OITグループが運営をしている。直営事業と比較すると、職員数が減少するとともに、図書館司書の有資格者が増えるなど、図書館業務のプロが増えることにより、効率かつ効果的に業務が行われるようになった。また、図書館の資料が増え

	<p>たことにより、図書館機能の充実につながった。</p> <p>以上のように、2事業については、専門的な知識と経験を有する民間の活力を導入することにより、利用者の満足度につながったと担当課から聞いている。</p>
坂野会長	<p>直営か委託かという議論は、かなりある。また、指定管理者制度という言葉をはじめ聞かれる方も、中にはおられるかもしれない。ここでは、次回の当審議会において、第三者評価機関として評価する対象事業を3つ選定したいと思う。</p>
松村副会長	<p>今回お聞きしたかったのは、業務の効率性というよりは、市民参画の観点から協働事業としてどういうメリットがあったのかということである。</p>
事務局	<p>一番イメージしやすい協働事業としては、市民と一緒に何かイベントをやるという、共催や後援という方法である。たとえば、コミュニティ協議会で実施している魚つかみ取り大会がこれにあたる。当市では、市民と行政との協働に関する基本指針を定めており、共催や後援以外にもさまざまな協働の形態がある。いくつか形態を示している中に、委託というものがある。指定管理者制度と委託は、厳密に言うとは多少異なる点もあると思うが、市民と行政との協働と言ったときに、市民を意味するのは一般の市民の方だけではなく、企業の方も含まれている。</p> <p>行政だけが行う場合と、企業を含めた市民の方と行政が協働して行う場合で、同じコストでより高い効果が得られ、より高いサービスが提供できる事業に関しては、指定管理者制度も利用して取り組むことで、効率的かつ高いサービスを提供できる行政運営につながると考えられる。おあしすの運営に関しては、より高いサービスを提供できる会社を選定するために提案書をいただき、それに対して、行政が単独で評価するのではなく、専門家の方や市民公募の方に委員になっていただき、審査をした結果、O I Tグループを選定した。</p> <p>このような経緯により、委託という協働種別で事業一覧に掲載している。</p>
小野田委員	<p>おあしす指定管理者に係る業者選定の審査をしている中で、他の業者の話を伺う機会があったが、おあしすの運営にふさわしい業者を選んだことは間違いないと感じている。図書館協議会にも携わらせていただいていた経緯もあり、事情はわかっている。</p>
高田委員	<p>文化連盟に加盟している団体の声を聞いていると、おあしすのほうには、運営協議会が設けられており、利用者の立場の意見も入りやすい形になっていると感じ</p>

じる。老人福祉センターに関しては、使う側の立場の声が反映されているのか。運営している業者からの意見だけに終始しないよう、改善できる部分はあると感じる。

坂野会長

続いて、次回の審議会において第三者評価機関として評価する対象事業を選定したい。この事業について詳細を聞きたいというものはあるか。

委員一同

(意見なし)

坂野会長

特にない場合は、詳細を聞きたい事業を一覧から3つ選んで挙手していただき、上位3件の事業を選定する方法としたい。

(多数決を実施)

整理させていただく。「2 ホームスタート事業」「9 外国人児童生徒への日本語学習支援」「11 市民交流センターおあしす指定管理者事業」ということでよろしいか。

委員一同

(異議なし)

坂野会長

それでは、この3件について、次回審議会担当課同席のもと、事業内容について評価していきたいと思う。

木原委員

資料4-5裏面にある、③ふり返り段階 5【行政⇒団体】に、「中止になったイベントを含め利用者の拡大に努めてほしい。また、以前からの利用者との調整もお願いします。」とある。先ほど、事務局の説明にもあったが、コロナ禍において協働事業の件数が減っているので、今後の活動がうまくいくように事業関係者同士で連絡を取っていただきたいと思う。

また、市民参加推進課においては、各課に働きかけ、中止されたイベントについて注意を払っていただければと思う。

坂野会長

以上ですべての議題を終了とする。

ご協力いただきありがとうございました。

(午前11時38分終了)

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年8月30日

署名委員 高田 明充（自署）

署名委員 小野田 美智子（自署）